

鹿沼市シェアオフィス等整備事業補助金 Q&A

<補助対象となるシェアオフィス等について>

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|--|--|
| 1 | シェアオフィス等とはなにか？ | シェアオフィス、コワーキングスペース、サテライトオフィスを指します。 |
| 2 | シェアオフィスとはなにか？ | 複数企業の労働者又は個人が利用できる共用型のオフィスを指します。 |
| 3 | コワーキングスペースとはなにか？ | 仕切りのないオープンスペースを主とし、様々な属性の労働者及び学生が、机、椅子、ネットワーク設備、会議室等の実務に必要となる環境を共有しながら、仕事又は利用者同士の交流を行える場を指します。 ※原則、椅子は5席以上で不特定多数が有料で利用することが可能な施設とします 例) カフェ利用者とは区別された場所に設けられ、 スペース利用のための料金 が設定されている独立した専用スペース |
| 4 | サテライトオフィスとはなにか？ | 企業の労働者等が、本拠から離れたところに設置するオフィスであって、遠隔勤務ができるよう通信機能等を備えたオフィスを指します。 なお、販売のための単なる店舗は対象外となります。 |
| 5 | シェアオフィスやコワーキングスペースを複数の事業者で整備する場合、どうなるのか？ | 経費負担の割り振り次第では、補助事業者が複数になる場合があるかと思えます。但し、補助対象となる経費に関しては、重複して補助対象にはなりません。また、1つの補助事業につき、補助金の額は補助対象経費の2分の1で、上限は100万円となります。 |
| 6 | 補助対象となるシェアオフィス等の「単位」は？ | 原則として、シェアオフィス等として利用できる「物件」を単位とします。 例) 建物1棟、複数階で構成される建物の1フロア、建物（ビル等）の1室、共同住宅の1部屋 など 但し、補助事業者の定義を満たす者であれば、「物件」の一部でシェアオフィス等の整備が行われる場合も対象となる場合がございます。 |
| 7 | 以前、子ども部屋で使用していた部屋は、補助対象になるのか？ | 対象になりません。 ひとつの物件として考え難いためです。 |
| 8 | 本補助金を活用して物件Aの改修工事を実施した。さらに、別の物件Bを改修したいが、補助対象になるのか？ | 対象になり得ます。 1つの補助事業につき、補助金の額は補助対象経費の2分の1で、上限は100万円となります。 |

| | | |
|----|---|--|
| 9 | すでに本補助金により改修工事が実施されている空き物件は、補助対象になるのか？ | 対象になりません。 補助は1つの空き物件につき一度のみとなります。複数階で構成される建物の1フロアで改修工事が実施された場合は、別のフロアは別の空き物件となるので、補助対象となり得ます。 |
| 10 | 現在市内で使用している事務所や会社の1室をシェアオフィス等にする場合、補助対象になるのか？ | 対象になりません。 「空き物件」が対象になります。 |
| 11 | 現在改修工事を実施している場合、補助対象になるのか？ | 対象になりません。 シェアオフィス等の改修工事に係る行為に着手しようとする前日までに申請書類の提出が必要です。 |
| 12 | 市内にある空き物件が全て補助対象になるのか？ | 市内の空き物件であり、シェアオフィス等として開設する際にその他の法令等に違反しない物件である場合、補助対象となります。 シェアオフィス等として開設可能か否かの確認を必ず行ってください。 |

<補助対象者等について>

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|--------------------|--|
| 13 | 補助対象者の要件はあるのか？ | <ul style="list-style-type: none"> ・市内の空き物件を購入又は賃借し、改修してシェアオフィス等を開設する企業等若しくは市内の空き物件の所有者で、当該物件をシェアオフィス等として提供するために改修を行う方であること ・市税の滞納がないこと ・シェアオフィス等に関する市の広報活動に協力すること ・補助金により開設したシェアオフィス等を、補助事業の完了後3年間継続することに誓約できること ・同一の建物において過去に補助金の交付を受けていないこと（建物のフロアや部屋等が交付を受けている場合、その一部以外は同補助金の交付を受けていないものとする） <p>上記の他に、風俗営業を行う方でないこと、暴力団と関係がある方でないこと、貸金業を営む方でないこと、商品先物取引等を取り扱う方でないこと、連鎖販売取引等を取り扱う方でないこと など、諸条件があります。</p> |
| 14 | 「市の広報活動に協力すること」とは？ | 本補助金を使用して整備されたシェアオフィス等に関することをホームページ等に掲載することやその他鹿沼市の広報にご協力をお願い致します。 |

| | | |
|----|------------------|---|
| 15 | 改修工事施行者の指定はあるのか？ | 指定はありません。 改修工事の施行につきましては、市内企業をご活用いただけると幸いです。 |
|----|------------------|---|

<補助対象経費について>

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|--|--|
| 16 | 建物改修工事費とは？ | 内装工事→OAフロア設置やクロス貼り替え等 外装工事→塗装や壁面改修等 給排水工事→配管改修等 電気、ガス工事→照明改修、配管改修 空調工事→建物に直接設置するエアコン等 トイレ等の設備の改修工事→トイレ、洗面に係る改修工事等 防水工事→塩ビシート防水等 耐震性を向上させる工事→基礎、壁の補強等 ※公共施設に関しては、原状回復できる範囲が対象経費となります。 |
| 17 | 設計等委託料とは？ | 改修に係る設計・監理業務を外部に委託した場合にかかる経費を指します。 |
| 18 | 環境整備費とは？ | 通信環境の整備に係る費用で、LAN ケーブルやモジュラーケーブルを差し込むコネクター等の配線工事を指します。通信機器の導入・運用に係る費用は対象外です。 |
| 19 | パソコンや机や椅子は対象になるか？ | 対象になりません。 基本的には、シェアオフィス等を整備するための改修工事で、建物若しくは建物に附属する設備に係るものが対象となります。 容易に持ち運びができ、他の目的で使用できてしまうものは対象外です。 |
| 20 | 電話やオンライン会議を行うための防音設備（簡易的な防音室等）は対象となるか？ | 建物に附属する形であれば、対象になります。組み立て式等に関しては内容を確認して、テレワークのための設備で移動することが困難と認められれば、対象にする方向で検討します。 |
| 21 | シェアオフィス等を閉鎖する際、原状回復に要する費用も補助対象になるのか？ | 対象になりません。初期費用に係るもののみが対象です。 |

<補助制度について>

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|-------------------------------------|--|
| 2 2 | 罰則などはあるのか？ | 補助金の交付決定の取消し、すでに補助金が交付されている場合は補助金の返還を求める場合があります。 |
| 2 3 | 申請後、諸事情により改修工事ができなくなった場合、取下げはできるのか？ | 申請中又は認定後のいずれかのタイミングでも取下げは可能ですが、取下げ時すでに改修工事を進めていた場合、その工事に要した費用は補助対象にはなりませんので、ご注意ください。（取下げの時点で、補助金の交付は一切なくなります。） |